

## 次世代法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人神原苑

従業員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1.計画期間 令和2年4月1日～ 令和7年3月31日までの5年間

2.内容 年次有給休暇の取得日数を1人当たり平均10日以上とする。

〈対策〉

各年 8月 前年の有給休暇取得状況を取りまとめる。

各年 9月 各事業所管理者に取りまとめた情報を報告し、指導する。